

## 資料 6

### 狂犬病コード改正案の概要

(提案されている改正案が含まれる章)

第 2 卷 個別疾病

第 8 部 複数の動物種に感染する疾病

第 8.10 章 狂犬病

# 狂犬病コード改正案の概要

- 狂犬病の定義等を追加
- 汚染国からの各動物種の輸入条件を追加・変更
- 「犬間伝播清浄国」のステータスの追加及び犬の輸入条件を変更

# 狂犬病の定義等

(第8.10.1条)

- 狂犬病は、リッサウイルス属 (*Lyssavirus genus*)のウイルスによって引き起こされる疾病である。
- ヒトを含むすべての哺乳動物は感受性がある。食肉目及び翼手目は病原体を保有する宿主である。
- 「症例」とは、狂犬病ウイルス種 (*Rabies virus species*)に感染した動物である。
- 狂犬病の潜伏期間は不定であるが、6か月未満である。
- 犬、猫及びフェレットが感染源となる期間は、最初の明確な症状が始まる10日前に開始される。
- 国際貿易において最も重要な動物種は、食肉目(主として、犬、猫及びフェレット)及び家畜(馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物)である。
- 狂犬病は、臨床症状又は感染動物と接触したかどうかを知ることによって狂犬病にかかっていると言することができる。確定には、抗原検出又はウイルス分離が必要である。

# 汚染国からの各種動物の輸入条件

(第8.10.7条)

(第8.10.8条)

(第8.10.9条)

(第8.10.11条)

(第8.10.12条)

(第8.10.13条)

輸入条件	犬、猫 フェレット	反すう動物 イノシシ科 (修正*1)	馬科	捕獲野生動物 (新規)	野生・野生 生化動物 (修正*2)	非ヒト 霊長類 (新規)
積載前又は積載日の臨床症状	○(別紙)	○	○	○	○	○
保有宿主との接触がない状態が維持されており、12ヶ月間発生がない施設で積載前6か月間飼育		削除	○ (いずれか)	○	○	
ワクチン接種(具体的接種時期削除)	○(別紙)					
抗体検査(採血時期の修正)	○(別紙)					
個体識別(刺青の追加)	○(別紙)					

\* 1 「豚」から「イノシシ科」への修正

\* 2 「霊長類及び食肉目を除く」から「霊長類及び翼手目動物を除く」への修正

# 犬等の輸入条件の改正概要

- 清浄国の要件に野犬群管理プログラムを追加
- 「犬間伝播清浄国」のステータスを追加。該当すれば、輸出時の抗体検査が不要
- 汚染国からの輸入に必要なワクチン接種の具体的時期を削除。抗体検査の採血時期が「積載前12ヶ月以下」に修正

# 狂犬病清浄国からの輸入

〈輸出国〉(第8.10.2条)

## 狂犬病清浄国

- ① 狂犬病は届出対象
- ② 疫学的状況等の変化をOIEに報告
- ③ 早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランス(過去2年間)
- ④ 効果的輸入手続きを含む規制措置
- ⑤ 国内感染症例が過去2年間なし。コウモリリッサウイルスの分離は影響を与えない。
- ⑥ 輸入食肉目保有宿主動物症例が過去6か月間なし
- ⑦ 野犬群管理プログラム



〈輸入条件〉

(第8.10.4条)

## 飼育下の哺乳動物等

- ① 積載前又は積載日に臨床症状なし
- ② 出生以降もしくは積載前少なくとも6か月間清浄国で飼育又はOIEコードの規定に従い汚染国から輸入

(参考)日本の輸入条件(犬、猫)

## 清浄地域(指定地域)

- ① 出発前の検査
- ② 指定地域での出生以降又は過去180日間の飼育等
- ③ マイクロチップによる個体識別
- ④ 当該地域に過去2年間狂犬病非発生
- ⑤ ①-④を満たした場合には即日解放

# 「犬間伝播清浄国」からの輸入

〈輸出国〉 (第8.10.3条)

〈輸入条件〉 (第8.10.6条)

## 狂犬病犬間伝播清浄国

- ① 狂犬病は届出対象
- ② 疫学的状況等の変化をOIEに報告
- ③ 継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランス(過去2年間)
- ④ ワクチン接種、個体識別、効果的輸入手続きを含む規制措置
- ⑤ 疫学調査を通じて、犬間伝播症例が過去2年間ないことを立証
- ⑥ 野犬群管理プログラム



## 犬

- ① 積載前又は積載日に臨床症状なし
- ② 積載前6か月間犬間伝播清浄国で飼育
- ③ マイクロチップ、刺青等による個体識別
- ④ 積載前に、有効なワクチン接種

(参考)日本の輸入条件(犬、猫)

## 清浄地域(指定地域)以外

- ① 出発前の検査
- ② マイクロチップによる個体識別
- ③ マイクロチップ装着後、2回以上ワクチン接種
- ④ 抗体検査の結果が0.5IU/ml以上
- ⑤ 採血日から180日間以上経過
- ⑥ ①-⑤を満たした場合には即日解放

# 狂犬病汚染国からの輸入条件

〈輸出国〉

狂犬病汚染国  
(清浄国以外)

(参考)日本の輸入条件(犬、猫)

## 清浄地域(指定地域)以外

- ① 出発前の検査
- ② マイクロチップによる個体識別
- ③ マイクロチップ装着後、2回以上ワクチン接種
- ④ 抗体検査の結果が0.5IU/ml以上
- ⑤ 採血日から180日間以上経過
- ⑥ ①-⑤を満たした場合には即日解放

## 試験研究用

- ① 出発前の検査
- ② マイクロチップによる個体識別
- ③ 出生以来又は180日間指定施設で飼育等

〈輸入条件〉

(第8.10.7条)

## 犬、猫、フェレット

- ① 積載48時間以内積載前又は積載日に臨床症状なし
- ② マイクロチップ、刺青等による個体識別
- ③ 積載前6か月以上1年以内に有効なワクチン接種
- ④ 積載前3か月以上2412ヶ月以下の間に抗体検査を受けて、少なくとも0.5IU/mlに相当する陽性
- ⑤ ワクチン接種なし又は②-④の条件を満たさない場合には、輸入国は当該動物を検疫施設に置くことを求めることができる。輸出前に6か月の検疫



## 狂犬病に関連した犬等の輸入条件の変更など

## 1. 経緯

- 2009年3月 OIEコード委員会が、専門家からなる狂犬病アドホックグループ（作業部会）を招集し、狂犬病コードの改正を検討するよう勧告
- 2010年1月 狂犬病アドホックグループが、狂犬病コード改正案（一次案）を作成
- 2010年3月 OIE科学委員会が一次案について討議し、アドホックグループへ再検討を勧告
- 2010年8月 狂犬病アドホックグループが、科学委員会のコメントを踏まえ、二次案を作成
- 2010年3月 OIE科学委員会が二次案について討議し、コード委員会に提出することに合意
- 2010年9月 OIEコード委員会が二次案について討議し、一部修正の上、加盟国に意見照会

## 2. 論点

- ① OIEコードの対象とする「症例」について、「狂犬病ウイルス種 (*Rabies virus species*) に感染した動物」に限定し、他のリッサウイルス属のウイルス（ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイグウイルス等）(\*)による感染を除外することは適当か。
- ② 汚染国からの輸入条件について、フェレット等の動物種の追加・修正は適当か。また、抗体検査の時期を「積載前3カ月以上12ヶ月以下」にすることに合理性はあるか。
- ③ 「狂犬病犬間伝播清浄国」のステータスを新たに設けることは、狂犬病汚染国の狂犬病拡大のリスクの低減策として適当か。

## 3. 備考

不法上陸犬対策：昨今、一部の港において、日本に寄港する外国船に乗っている未検疫の犬を船員が船から降ろして上陸させる事例が報告されており、問題化（参考資料3「狂犬病について」参照）

(\*)リッサウイルスには狂犬病ウイルスを含めて7種類の遺伝子型が報告されている。ラゴスコウモリウイルスは数種類のアフリカ産オオコウモリから分離され、モコラウイルスはトガリネズミや他のげっ歯類が自然宿主と考えられている。ドゥベンヘイグウイルスは食虫コウモリが自然宿主と考えられている。ヒトはリッサウイルスに感染したコウモリに咬まれることによって発症するが、ヒトのリッサウイルス感染症は稀である。リッサウイルス感染症は、臨床症状から狂犬病と区別することは難しい。